

国民国家と植民地主義

——最後の海外県マイヨットを手がかりに——

平野千果子

はじめに —「国民国家は植民地主義の再生産装置である」—

西川長夫の書き物には、1990年代以降、時間とともに植民地に関する言及が増えていったように思う。植民地なり植民地主義なりがタイトルに入っていないくても、国民国家がテーマの場合には、当然のようにそれらが含まれる場合が多かった。逆に、植民地主義を論じるときには、必ず国民国家への意識がそこにはあった。それでも一般に国民国家ないし国民国家論が議論になるとき、植民地が話題になることはさして多くないのではないだろうか。

国民国家論における植民地主義について、西川自身がずいぶんと頭を悩ませたことを記している。

植民地主義の問題は、私がものごとを自分の頭で考えはじめようになって以来、常に念頭にあって私を悩ませ、いつかは決着をつけなければならない問題の一つであった。植民地という語がいまだに私の固定観念であり続けているのは、一つにはそれが私の国民国家論のなかでうまく処理できなくて、いつかは満たすべき理論的欠落として意識されているからである¹⁾。

西川が心を砕いている割には、他からは言及されることが少ないテーマだと言えようか。ところで植民地主義についての一つの総括と言えるこの書のあとがきには、きわめて印象深い文章が刻まれている。

国民国家は植民地主義の再生産装置である（したがって大学や教育一般も植民地主義の再生産装置である）、あるいは国民は必然的に多少とも植民地主義者である、といった結論は、それだけをここに取り出して見れば、いささか突飛で乱暴な結論に見えるかもしれないが、筋道をたてて考えてみればきわめて当然な結論であり、私は長年それを言うために文章を書いてきたのかもしれない²⁾（強調は西川）。

「国民国家は植民地主義の再生産装置である」という言葉は帯にも記され、帯の背には「国民国家論の到達点」ともある。いずれも後に繰り返される言葉だが³⁾、こうした地点に達した時点で、かつて悩んだことが同時に記されたとも言えるだろう。

西川の書き物において、この意味するところは明白である。近代の諸要素（資本、国家、国民（民族）、国家イデオロギーとしてのナショナリズムや文明（文化）概念、等々）が全て植民

地主義に結びついていること、植民地は独立すると国民国家を形成するが、国民国家は植民地主義を内包しており、旧植民地が必然的に植民地主義となるサイクルがあること、等々である。あるいは端的に、「国民国家の統治原理は植民地主義的である」とも記している⁴⁾。

しかしこの表現は初めて目にして以来、ずっと筆者のなかに重い問いとして残っている。西川の多くの書物に掲載された2つの表「国民統合の前提と諸要素」、「国民化（文明化）」（表1、2を参照）を前に、思考をめぐらせた過去もある。また今日では植民地主義自体が形を変え、むしろ「植民地なき植民地主義」⁵⁾と言うべき状況であることも考慮にいれなければならない。国民国家のありようが一様ではないときに⁶⁾、西川が長年かかってたどり着いたこの結論に、少し立ち止まってみることにしたい。

植民地については、西川は思考にとどめるべき多くのキーワードを提示している。いまあげた「植民地なき植民地主義」をはじめ、自己植民地化、内面化された植民地主義、植民地忘却、国内植民地主義、グローバル化、等々である。そこで以下の行論では、これらのキーワードと筆者自身が進めてきた植民地史研究との接点を探り、その後にごく最近の2011年にフランス「海外県（département d'outre-mer）」となったイスラームの島マイヨットを一つの事例としてとりあげて、考察することとする。

表1 国民統合の前提と諸要素

① 交通〔コミュニケーション〕網／土地制度／租税／貨幣－度量衡の統一／市場……植民地	← 経済統合
② 憲法／国民議会／〔集権的〕政府－地方自治体（県）／裁判所／警察－刑務所／軍隊（国民軍、徴兵制）／病院	← 国家統合
③ 戸籍－家族／学校－教会（寺社）／博物館／劇場／政党／新聞〔ジャーナリズム〕	← 国民統合
④ 国民的なさまざまなシンボル／モットー／誓約／国旗／国歌／暦／国語／文学／芸術／建築／修史／地誌編纂	← 文化統合
⑤ 市民（国民）宗教－祭典〔新しい宗教の創出、伝統の創出〕	

表2 国民化（文明化）

① 空間の国民化	均質化、平準化された明るく清潔な空間／国境中央（都市）－地方（農村）－海外（植民地）／中心と周縁、風景
② 時間の国民化	暦（時間の再編）、労働・生活のリズム／神話／歴史
③ 習俗の国民化	服装、挨拶、儀式（権威－服従）／新しい伝統
④ 身体の国民化	五感（味覚、音感、……）、起居、歩行－学校・工場・軍隊等々での生活に適應できる身体と感覚／家庭
⑤ 言語と思考の国民化	国語／愛国心



ナショナリズム
国民の誕生

出典 西川長夫「帝国の形成と国民化」『植民地主義の時代を生きて』
平凡社、2013年、24頁。

1. 植民地主義と歴史認識

国民国家が植民地主義の再生産装置だという命題を前に、まず植民地主義とは何か、確認することから始めよう。西川は『〈新〉植民地主義論』のなかで、グローバル化する世界における植民地主義の変容や国内植民地について論じ、改めて植民地主義の定義を示している。すなわちそれは「先進列強による後発諸国の搾取の一形態」であり、言い換えれば「中核による周辺の搾取の一形態」だとする。かつての植民地主義批判は、民族の自決や人権に重点が置かれていたのに対し、今日ではそれらの概念が「植民地主義のより本質的な部分を覆い隠しているのではないか」と考えられる。それゆえ今日では近代経済学者から全面的に否定されている「搾取」という言葉をあえて使うことで、むしろ覆い隠されているものを示そうとしたからだという⁷⁾。世界の転変にともなう変容によって植民地主義が形を変えているなかで、「きわめて簡単な」定義（西川長夫）であるからこそ、植民地主義の本質についていってよいだろう。

これに関連して、アンリ・ルフェーヴルを引いておきたい。ルフェーヴルは1978年の『国家について』で次のように記している。

ある政治権力（封建的、征服的なもののみならず、軍事的あるいは財力によるもの）が、ある地域に影響力を及ぼすと、植民地化が起こる。つまり支配と生産を組織化することによって、弱い社会集団に対してその行動や生産機能に影響を及ぼすと、植民地化が起きる。[……] こうした議論は逆転もされ、事実それと逆のことも真実である。すなわち、ある支配的空間によって、支配され組織化され操られる空間が生み出される場所、すなわち周辺と中心があるところには、植民地化がある⁸⁾。

これは厳密には植民地主義の定義として提示されたものではないが、周辺と中心があるところに植民地化があるという指摘は、西川の定義に呼応するところがある。同時に、本書は1970年代に書かれたものとはいえ、今日のグローバル化する世界にも通用するものと言える。

注意したいのは、ルフェーヴルが政体の如何を問わず、周辺と中心のあるところに植民地化が起きるとしていることである。そこに必然性が強調されているわけでないとはいえ、すべての政体が植民地主義を含みもつものとも捉えられる。そのような指摘からは改めて、近代の国民国家の植民地主義について考えるよう促されるのではないだろうか。

その手がかりとして、唐突なようだが、ここで歴史認識の問題に触れておきたい。筆者のフランス植民地史研究の出発点には、日本とフランスで過去への向き合い方が大きく異なる状況があった。フランスでは支配の過去が必ずしも「負」のものと考えられてはいない。日本では修正主義とも捉えられるような言辭が、必ずしもそう受け取られないことも多い。

それにはさまざまな理由があろうが、支配を受けた側からの旧宗主国フランスに対する批判が、一部を除くとさほど見られないことは、その一つの大きな要因であるように思われる。事実フランスでは、植民地時代も脱植民地化の後においても、植民地がフランスを求めていると見える傾向が強い。この背景もまた、複数の側面から考える必要があるのは言うまでもないが、植民地の側がフランスを求めていると見える状況は、フランスにおける歴史認識を多少なりと

も作ってきたのではないか。つまりフランスが支配の過去を批判的に顧みない大きな一因となっているのではないか。そのような思考は、筆者の問題意識として当初からあったものである⁹⁾。

旧植民地が独立後も、とりわけ経済面で旧宗主国に依存しているのは周知のところであり、それゆえにこそ批判を出しにくいという状況も無視できない。それを考慮しても、フランスと旧植民地の関係は、地域差はあるものの緊密で、そうした独立後の両者のいわば近さも、歴史認識に影響を与えていると考えられる。

それに加えて、フランス領で独立しなかった小さな植民地の場合、海外「県」という位置づけになっている地域もある¹⁰⁾。後に述べるように、それらの地域には独立を選択できる機会があったものの、いずれも独立を望まずにフランス領にとどまった。植民地自身がフランス領であり続けることを選んだという現実もまた、フランスにおいて、植民地から必要とされているという認識を強化し、植民地支配の過去を直視するのを妨げる一因となっている面もあるのではないか。

以下ではそうした事例の一つとして、マイヨットというイスラームの島を取り上げることにしよう。マダガスカル島の北西に位置するモザンビーク海峡に、4つの島からなるコモロ諸島がある。マイヨットはその一つである。本国からの距離はおよそ8000キロ。1843年にフランスに植民地化され、その後にフランス領となった他のコモロの島々とともに、第二次世界大戦後には海外領土 (territoire d'outre-mer) となった。そして1975年にコモロが独立して後も、マイヨットのみはフランス領にとどまり、2011年3月に海外県に「昇格」した、稀有な事例である。このマイヨットの歴史を、次にたどることとしたい。

2. マイヨット/コモロの歴史

マイヨットが属すコモロ諸島の4島の住民は、文化や習慣の面ではさほどの相違はなく、ほぼ同じ民族である¹¹⁾。宗教もイスラームである。しかし4島がまとまった政体を形成したことはなく、19世紀半ばにおいても各島間で対立、抗争が続いていた。そうしたなかでマイヨットのスルタンは相対的に弱体で、他の島への対抗上、後ろ盾になるような存在を必要としていた。他方フランスは、この周辺に有していたフランス島 (モーリシャス) を1810年にイギリスに奪われており、その代替となる拠点を求めていた。マイヨットの植民地化は武力による併合ではなく、このように両者の思惑が合致したことに始まるのである。

1841年4月には、フランスの司令官パソとマイヨットのスルタンの間で取引が成立した。フランスはマイヨットを得ると引き換えに、スルタンに年金と息子2人の教育を保証するというものである。この取引を1843年2月10日にフランス王ルイ＝フィリップが承認したことで、マイヨットは正式にフランス領となった¹²⁾。コモロ諸島間での対立が続くなかで、スルタンは必ずしも自分個人に属しているわけではないものを、フランスに売ったということになるだろうか¹³⁾。

1880年代には続けて他のコモロの島3つがフランス領となった。4島のなかでは最大規模で、後の政治の中心となるグランドコモロは1886年に、翌年にはモヘリが、最後にアンジュアンが1892年に、それぞれ武力平定されたのである¹⁴⁾。マイヨットがフランス領になってからすでに

半世紀近くがたっており、植民地化の経緯を考えても、マイヨットにおけるフランスの存在が、他の3つの島とは異なるものであることは、諒解されるだろう。

この地の大きな変化は第二次世界大戦後に訪れる。戦後の新しい第四共和政の下、フランスの植民地帝国は「フランス連合」へと再編されたのだが、そのなかでマイヨットを含むコモロ4島全体が、一つの海外領土と位置づけられることになった。対立を続けてきた4島が「コモロ」として一体のものとしたのは、歴史上初めてのことであった。人為的に作られたとはいえ、この一体性を認めるか否かが、間もなくコモロの独立に際して大きな論点となるのである。

第四共和政はその後のアルジェリア戦争（1954～1962年）のさなかに崩壊し、1958年には政界に復帰したシャルル・ドゴールが、新たに第五共和政憲法を起草した。この憲法では植民地帝国は「共同体」の名称のもとに再編されたのだが、ドゴールはそれへの加盟の諾否を、直接植民地自身に問うという手法をとった。すなわち本国で憲法草案を国民投票にかけた同日の9月28日、全植民地で住民投票を実施し、反対する植民地は独立するとしたのである。先に植民地に独立の機会があったと述べたのは、この投票のことである。ただし、これは植民地に独立を促すというよりは、むしろフランス領への残留を選択させるという意味合いから行なわれたと言える。ドゴールが、独立すれば援助をしないという条件を明確にしていたことにもそれは表れている。植民地が援助もなしに、独立国として自立していくのが不可能であるの見越してのことである。結局この投票では、唯一ギニアを除いて、すべての植民地で独立をしないという結論が出された¹⁵⁾。当時戦争中だったアルジェリアも同様である。コモロの住民投票の結果については、表3に掲げておいた。

表3 コモロの共同体加盟の可否を問う住民投票の結果（1958年9月28日）

登録者数	投票総数	有効投票数	賛成	反対
71099	65920	65655	63899	1756

出典 *L'année politique*1958, Paris, PUF, 1959, p. 593.

しかし事態は急速に進展し、サハラ以南アフリカ諸国は1960年に相次いで独立、1962年にはアルジェリアも独立を達成した。そのような時代の流れのなかで、小さな領域であるコモロでも1961年、1968年と自治が順次拡大され、1970年代には独立が議論の俎上に上るようになる。フランス・コモロの交渉は1973年6月15日、フランス代表のベルナル・スタジとコモロのアーメド・アブダッラーの間にスタジ・アブダッラー合意として実を結んだ。これは各島の自立性や特徴を尊重しつつ、連邦形式で4島の一体性を創ることを基本方針とするものである¹⁶⁾。

1974年5月のフランス大統領選をはさみ、同年12月22日にはついに独立を問う住民投票が実施された。その結果を表4に示したので参照されたい。コモロ全体としては圧倒的に独立に賛成だが、マイヨットのみ3分の2以上が反対票を投じている。歴史的な対立に加えて、マイヨットでは政治の中心であるグランドコモロの腐敗や独裁的な手法への反感が高かったのである¹⁷⁾。このような結果になった場合、どうすべきだろうか。スタジ・アブダッラー合意に則れば答えは明らかにも思われるが、現実とは異なる方向に進んでいく。

というのはフランス政府内部にも、コモロのアブダッラーの腐敗体質から、民主的体制が築

表4 コモロの独立を問う住民投票の結果 (1974年12月22日)

	登録者数	投票総数	白票無効票	賛成	反対	賛成の率
グランドコモロ	88545	83713	29	83656	28	99.3
アンジュアン	61648	59194	7	59149	38	99.92
マイヨット	16109	12452	62	4299	8091	34.53
モヘリ	6358	6062	3	6054	5	99.87
計	172660	161421	101	153158	8162	94.88

出典 Pierre Caminade, *Comores-Mayotte: une histoire néocoloniale*, Marseille, Agone, 2003, p. 50.

かれるかという懸念はあった¹⁸⁾。住民投票の結果を受けてフランス政府は調査団を現地に派遣するが、アブダラー政権、マイヨット双方の主張は変わらない。結局フランス議会は翌1975年7月3日、次のような法を制定する。すなわち、コモロは6カ月以内に各島の自治を保証する憲法を制定し、それを認めなかった島にはその憲法は適用しない、というものである。フランスは、住民投票の結果を全体として捉えるのではなく、島ごとの裁量を残す道をとったことになる¹⁹⁾。これは事実上、スタジ・アブダラー合意を反故にするものであった。

こうしたフランスの手法は反発を招き、グランドコモロの植民地議会は3日後の7月6日に独立を採択して、一方的に独立を宣言するという展開になった。このときマイヨットの議員5名は不参加だった。コモロの側は4島一体となつての独立を主張したが、フランスはマイヨットの意を汲んで、これを従来通り「海外領土」としてフランス領にとどめおいた。これによりコモロ共和国は、実質的には3島での独立国としての出発を余儀なくされたのである。

以上が19世紀の植民地化からコモロ独立までのおよその経緯だが、本節の最後に2点、指摘しておきたいことがある。第一に、住民投票にさいしてマイヨットが「自由であるためにフランスに残る」というスローガンを掲げたことである²⁰⁾。フランス=自由という表象は、マイヨットが植民地化された直後の1846年12月9日、王令によってマイヨットの奴隷制が廃止されたことが根拠とされる。フランス領全体での廃止は1848年4月なので、一年半ほど先行したことになる。これによっておよそ2500人の奴隷が解放された。

しかし、マイヨットの奴隷制廃止は、同じインド洋の植民地であるレユニオン島のプランターが労働力を欲したためで、何ら自由や平等、あるいは人権といった概念に沿ってのことではない。事実、解放された奴隷には5年の契約労働が義務づけられ、その状況は奴隷制と変わりがないとも言われた。1856年3月から5月にかけては、労働者の蜂起も起きている²¹⁾。奴隷制廃止ゆえに「自由の国フランス」とするのは、現実を反映したものではない。

つけ加えるなら、奴隷制廃止後のマイヨットで契約労働が義務づけられるのに反発して別の島に逃げる者もいたために、その代替として近隣のアンジュアン、あるいはアフリカから労働力が導入された。しかもアンジュアンから来た者は、マイヨットの住民、アフリカ人労働者双方の反目を抑え込むために、概して優遇されたという²²⁾。それが人びとの融和を促進するものでなかったことは、言うまでもあるまい。

本稿の関心からは、フランスのプラスの価値を讃える主張が、「植民地」の側から強力になさ

れた点に注目しておきたい。しかもマイヨットの場合、フランスがこうした理念を掲げて植民地化したわけでもなく、植民地化された当事者のマイヨットがフランス領であり続けようとするなかで、事後的に事実と異なる表象が作り上げられていったという様相である。植民地が支配国のイデオロギーを自ら取り込んだ姿は、記憶にとどめておいてよいだろう。

第二に、独立を問う住民投票に触れておこう。フランス第五共和政憲法第53条第3項には、住民の同意なく領土の譲渡はしない旨が記されており²³⁾、あれほどの独立戦争を戦ったアルジェリアでも独立を問う住民投票が実施された。それについてはニューカレドニアの独立運動の指導者ジャン＝マリ・チバウが、興味深い言葉を残している。チバウは「白人」とは何者かと問い、それは予期に反した客人だと規定する。「つまり、あなたの家に家族とともにやってきて住みつき、しばらくするとその家がだれのものか明らかにするために、民主的な投票をしようと要求する」のだという²⁴⁾。

コモロの住民投票では、マイヨットのみが住民の同意がないとしてフランス領に残ることとなり、結果として事前の合意は守られずにコモロ全体の意思は尊重されなかった。このような状況を見るならば、チバウの言葉につけ加える必要があるだろう。その「民主的」投票は、ときに全体の意見を優先し、ときに少数派の意見を優先する。その基準は「白人」に恣意的に変えられる、と²⁵⁾。

3. 101番目の県へ

コモロ共和国の独立は1975年11月の国連総会で認められ、コモロの国連加盟が承認された。それに際して、マイヨットを含む4島が一体のものとなる必要性も明記された²⁶⁾。マイヨットがコモロ諸島から切り離されたことは、投票前に締結された合意に反するのみならず、領土の一体性を記した1960年の国連決議「植民地独立付与宣言」にも反するものであり²⁷⁾、フランスの行動に理解を示す声はなかった。アフリカ連合やアラブ連盟もコモロを支持している²⁸⁾。

コモロの国連加盟からほぼ一年後の1976年10月21日には、国連総会でフランスへの非難決議が採択された。この決議では、フランスが1976年にマイヨットで住民投票を2回にわたって実施したこと、およびマイヨットにおけるフランスの存在がコモロの主権を侵害していることが非難され、フランスが即座にマイヨットから撤退してコモロ政府と交渉を始めるよう求めた。各国連加盟国に対してコモロへの支援も呼びかけられた²⁹⁾。国連にはコモロに関する常設委員会も設けられており、その公式サイトによれば、この後1994年までに同様の決議は1976年のものも含め、計14回にわたって採択されている³⁰⁾。今日マイヨットは、国連がフランスの主権を認めていない唯一の領土ということになる。

フランスが国際社会からの批判を聞き入れないことについて、マイヨットの状況を仔細に報告した『コモロ・マイヨット』の著者ピエール・カミナードは、そもそも「植民地独立付与宣言」をフランスが承認していないことも、根拠になっているとする。フランスの第五共和政憲法第55条は、「国際条約は法より上位にある」と定めているが、フランスは独立付与宣言の決議に際し棄権してこれを認めていない。そのため、そこでいう自決権などは憲法より上位にないのであり、これに関係する国連決議を受け入れる義務はないし、他の手段によってフランスを動か

すことも難しいというのである³¹⁾。

ところで国連の非難決議が1994年まで続いたと記したが、その後はなぜないのか。じつはこの年、フランスはマイヨットへの関与をさらに深める。石油危機を経た1980年代以降のフランスでは、非ヨーロッパ系の外国人の数が増えて「移民の可視化」が語られはじめ、「移民」排斥を唱える政治勢力が急速に台頭した。1981年に始まったフランソワ・ミッテラン社会党政権末期の1993年、総選挙の結果、保守派のエドゥアール・バラデュール内閣が成立すると、さっそくシャルル・バスクワ内相のもとに、外国人の出入国の条件を厳しくする法、通称バスクワ法も成立した(1993年8月)。

こうした規制は遠方のフランス領マイヨットにも及んだ。独立後のコモロは政治がきわめて不安定で、それは経済の停滞を生み、多くの住民がよりよい生活を求めてフランス領マイヨットに渡っていた。そうした住民の流入を阻止するため、フランス政府は1994年に、コモロ人が一時的滞在であれマイヨットに行くに際し、入国ヴィザを課すことを決めたのである(1995年1月18日から実施)³²⁾。確かにコモロの島民がマイヨットに行くのは、外国であるフランス共和国への入国となる。しかし島ごとの対立があるとはいえ、住民の間では家族関係や商売などで、島々を行き来するのは当たり前のことだった。それが、バラデュール・ヴィザと呼ばれるこのヴィザの導入により、当たり前の交流までもが違法行為になったのである³³⁾。

そうしたなかで、コモロの人びとの間からは、グランドコモロの中央政府の腐敗への批判や政情不安定への忌避感が高まった。それは1997年、アンジュアンとモヘリがコモロ共和国から独立を宣言する事態にまで発展した。しかも両島はフランス領に復帰したいという意思まで表明する³⁴⁾。これは、マイヨットを含めた4島がコモロ共和国だというコモロ政府の主張が、内部から崩されたことを意味している³⁵⁾。各島の分離主義の動きをフランスは認めていないが、先ほどの国際社会の声にもどれば、コモロの側からはもはや国連に訴えることをしておらず、当事者を欠いたなかで国連がかつてのように非難決議を採択することは考えにくい³⁶⁾。

他方、フランスの側では、マイヨットに渡ってくる人びとへの監視、規制を強化した。バラデュール・ヴィザについては、大きな悲劇を生むことになった点を記しておきたい。そもそもヴィザは、申請しても発給されるとは限らない。そうなれば人びとはヴィザなしでマイヨットに渡ろうとする。それには厳しい監視がついてまわり、「不法に」渡ろうとした積載量オーバーの小舟が転覆するケースなどが多発して、数々の人命が失われる結果となった。人権同盟トゥーロン支部によれば、1995年のヴィザの導入から2012年までの17年間の死者数は7000人に上る³⁷⁾。市民団体からはヴィザ廃止の声も上がっている³⁸⁾。フランス政府の側でも視察団を送り、問題は認識しているものの、ヴィザの廃止は現実的ではない³⁹⁾。

コモロの犠牲が出るなかで、マイヨットの地位をめぐっては2001年、2007年と変更が重ねられ、2008年4月にはマイヨットの議会で「県」への地位の変更を政府に要請する決議がなされた⁴⁰⁾。その後の手続きを経て、2011年3月29日に住民投票の実施となった。結果は表5に示した通りである。マイヨットは住民の圧倒的多数でフランスの「県」となり、さらに本国の制度に組み込まれることになった。フランス最新の、あるいは最後の(dernier)101番目の県は、こうして誕生した。

表5 マイヨットの地位の変更を問う住民投票の結果（2011年3月29日）

登録者数	投票総数	有効投票数	賛成	反対	賛成の率（棄権 38.63%）
71420	43831	43215	41160	2055	95.24%

出典 Huges Béringer, “De la colonie au département d’outre-mer: l’évolution institutionnelle de Mayotte dans la France”, *Outre-Mer*, “Mayotte: un enjeu ultramarin”, tome 100, no. 374-375, 2012, p.23.

4. 自己植民地化 / 国内植民地

以下では、このようなマイヨットの立場を国民国家論のなかで考えてみたいが、その前になぜフランスはマイヨットを手放さないのか、この点を整理しておこう。先にも引用したカミナードは、複数の理由を列挙している。要点のみ抽出するなら、まず地政学的な要素がある。マイヨットはインド洋、とりわけ狭いモザンビーク海峡という交通の要衝に位置している。大型タンカーはスエズ運河を通れないので、中東産の石油の3分の2がここを通るといふ。排他的経済水域の問題も忘れてはならない。この海域にある資源はもとより、こうした考えが将来的には空域にも適用される可能性も指摘される。マイヨットには通信傍受基地もある。これは情報戦が進む今日、きわめて重要である。さらにはフランスが三つの大洋に領土をもつヨーロッパ唯一の国であり、そうした威信もかかっているといふ⁴¹⁾。カミナードは、フランスがこの地の領有を前提としているとして、そこに見られる植民地主義的な姿勢を明確に批判する立場に立っている。

それに対して『なぜマイヨットを101番目の県にしたのか』のなかでクリストフ・デュペラは、異なる見解を提示している。戦略的要素もあるものの、フランスはインド洋にはレユニオン島をもっている。たとえば通信傍受基地などはレユニオンに移せばいいのであって、カミナードは手放さない理由と、手にしているものを利用しての現実とを混同していると批判する。デュペラの主張は、今日フランスがマイヨットを手放さないのは、マイヨットからの要請があるからだといふものである⁴²⁾。

もちろんそれまでの過程では政治の力も働いた。インドシナやアルジェリアを失った後にさらなる喪失を避けたいとする極右勢力や、あるいは1975年の独立を問う住民投票の際に、上院議長のアラン・ポエールの力が背後にあったことなどもデュペラは指摘する。他方で異なる動きも忘れてはならない。たとえば社会党のミッテランは、コモロのアブダッラーと学生時代からの友人で、1981年の大統領就任以降はコモロの目指す方向、すなわちマイヨットをフランスが手放す方向を模索する。ところがちょうどマイヨットが2つのサイクロンに襲われたために、そうした時期に放棄するのは見捨てることにつながるとして、結局は何もできなかった。その後、1986年に首相になったジャック・シラクは、政府首脳として初めてマイヨットの開発に乗り出し、そのことはマイヨットをさらにフランスに向かわせることになった。以上を要するにデュペラは、政治家の大半も世論もこの地には無関心ななかで、利害をもつごく一部の政治指導者の行動が物事を決してきたといふのである⁴³⁾。

しかも60年代や70年代とは異なって、80年代以降は脱植民地化の時代は霞むようになった。コモロとの対立もあってマイヨットが低開発を運命づけられているいま、フランスが去るのは

むしろ責任を回避することにもなる。それゆえフランスは自らが行ってきたことの結果を受け入れ、マイヨットの住民の意向に沿うこと、つまりマイヨットにとどまることがフランスの義務だというのが、デュ＝ペラの一つの結論である⁴⁴⁾。

両者の見解の相違は、小さいものではない。確かにデュ＝ペラが強調するように、マイヨットはフランス領にとどまる意思を何度も示してきた。しかしコモロに対してはどうするのか。そもそもの植民地化についてはおくとしても、1975年の独立を問う住民投票に際して、フランスがマイヨットを切り離れたことで、コモロ諸島全体の歴史が大きく決定づけられたのもまた事実である。手元に残ったマイヨットの将来を考えれば、この地を維持していくことがフランスの責務にも思われるが、分断の進んだコモロにはどう対処するのか。ヴィザで混乱を来している状況をどうするのか。一言でいえば、植民地支配の過去ゆえに連鎖的に生じてきた事態にどう向き合うのか。仮にマイヨットがフランス領になったのが政治的ヴィジョンを欠いた「歴史の事故」⁴⁵⁾だとしても、誰にとっても難問である。

それではフランス領であることを望むマイヨットに視線を移すと、何が見えてくるだろうか。そもそも植民地化された地域がその状況を変えるには、独立をするか、あるいは条件の改善を図りながら宗主国への従属を継続するか、いずれかであろう。今日世界を覆う主権国家体制の下で独立することは、国民国家を形成することと同義である。仮に新生国民国家になったとしても、資本主義の行き渡った世界のなかで、独立直後から単独でやっていけるわけではなく、旧宗主国の支援は必要である。しかもマイヨットの場合、独立したコモロの腐敗や貧困がすぐ目の前にあった。独立が現実的ではないマイヨットが、今日では本国と同等の地位である「海外県」を望んだのは、自然の流れと言うべきだろうか。

歴史を振り返れば、植民地時代のフランス領では、本国から離反し独立へ向かう運動が恒常的に展開されたわけではない。少なくとも第二次世界大戦までは、独立を掲げる潮流は少数派で、宗主国と同じ権利を求める立場が多かった⁴⁶⁾。マイヨットのような事例を目にすると、植民地時代に起きていたことが、21世紀にさらに繰り返されているような感も受ける。今日において、それは圧倒的に経済的自立が困難であることに由来しようが、先に述べたように、マイヨットは「自由であるためにフランスにとどまる」というスローガンを自ら率先して掲げもした。そのような状況からは「自己植民地化」という言葉が自ずと想起されるのではないか。

西川は「自己植民地化」⁴⁷⁾という言葉で、日本の事例にあてはめて論じている。すなわち、「黒船の脅威によって開国を余儀なくされ、世界システムのただ中に投げ出された日本」は、欧米列強をモデルにその論理を取り入れることで、自国の「文明化（文明開化）」を図り、植民地化をまぬがれて独立を守ろうとした。その「文明開化」とは、列強の植民地化のイデオロギーである「文明化の使命」を自国民に向けることであった。西川はそれを「自己植民地化」と呼んで、「植民地主義の倒錯した内面化」だったと記している⁴⁸⁾。

ここでは冒頭に引用した「国民国家は植民地主義の再生産装置である」という命題を、この自己植民地化をキーワードに、さらに考えてみたい。繰り返しになるが、今日の世界では、独立して国民国家を作るか、条件の改善を求めつつ従属を続けるか、いずれかの選択肢しかない。つまり今日の主権国家体制の下では、何らかの国民国家であることが前提されており、自らそれを作れないのであれば、別の国民国家に属さなければならない。そのような体制にあるから

こそ、マイヨットのような自立できない地域が従属の継続を望むのではないか⁴⁹⁾。言い換えれば、自己植民地化が起こるのは、まさに世界が国民国家を基軸としているからではないだろうか。国民国家であらねばならないという現状が、植民地の自己植民地化を促す機動力になっているという意味において、まさに「国民国家は植民地主義の再生産装置」であるという感を強くする。

しかもマイヨットのような地域が自己植民地化を進める先に、本国との実質的な平等があるわけではない。既述のように、今日の海外県はもはや「植民地」ではなく、法制度的には本国の県と等しい地位にある。とはいえ仮に地理的な問題を考えずとも、中央との格差という意味において、まさに国民国家の周辺に位置づけられる地域である。西川は、大小問わずあらゆる国が「様々な形で、中央と地方、あるいは中核と周辺という構造をもって」おり、周辺は「国内植民地」と位置づけることができるのであり、「国内植民地の存在は、国民国家に普遍的な現象」ではないかと記している。植民地の地位を脱したはずの海外県は、今日では国民国家フランス内部の周辺地域に、つまりは「国内植民地」となっているのではないか⁵⁰⁾。「国民国家の統治原理は植民地主義的である」との結論に、ここでも到達するだろう⁵¹⁾。

同時に、先の引用で、西川が自己植民地化を植民地主義の倒錯した「内面化」だと記している点にも注意したい。西川は植民地主義の内面化が、植民地化された側のみならず、「植民地主義は植民者と被植民者の相互的な関係の問題である以上、その精神的な歪みと頽廢はどちらの側にもついてまわる」と主張している⁵²⁾が、ここでは改めて、植民地化された側のそれ、いわば「自己植民地化へと向かう内面化された植民地主義」を強調しておこう。帰属を求める先が外部の（旧）宗主国へと向かうことで、それはより顕著に浮かび上がるように思うからである。

西川長夫は、植民地主義を隠蔽する圧力は、必ずしも旧宗主国においてのみ作用するとは限らないと述べたうえで、次のように記している。

〔植民地主義隠蔽の圧力は〕植民地あるいは独立後の旧植民地においても存在することも認めなければなりません。これは複雑で深刻な問題だと思います。植民地化は住民やその土地を変えてしまう。そしてこの変化は多くの場合不可逆です。〔……〕私たちが植民地問題を学ぶのは多くの場合、旧宗主国の植民地研究者よりは、旧植民地出身の革命家や文筆家たち、そしてなによりもその土地に生活している住民たちからです。しかし植民地的状況が植民地認識を奪う場合も多い。それがむしろ植民地的状況の定義だと思います⁵³⁾（強調は平野）。

なお、かつての植民地が独立しても国家運営がままならず、破綻国家となっている場合がある。そうした地域に対する批判が昨今高まっている現状⁵⁴⁾にも、一言触れておきたい。その原因には独裁的な政治運営や政権の腐敗などもあるが、しかし冷戦時代には、多民族国家として独立したアフリカ諸国の内部対立が、冷戦構造に利用された面もある。また資源をめぐる旧列強の資本が入り込み、発展を阻害しているケースもある。当事国の問題は見逃せない事実とはいえ、旧植民地の国家運営能力のみを問うだけでは、ことはすまないのではないか⁵⁵⁾。

コモロの場合、歴史的に一体性があったとは言い難い地域である上に、中央政府の腐敗が加わり、政治的にきわめて不安定である。しかし政治が安定しないことも、唯一コモロ自身こそ

の責があるとは言い切れない。カミナードは、コモロでは独立以降、クーデタが20回以上起きていると記し（成功したのは4回）、その背後にマイヨット以外に目を向けさせようとするフランスの存在があると指摘している⁵⁶⁾。このこと自体は二次文献でしか知る術はないとはいえ、自己植民地化に向かう（旧）植民地について考えるとき、そうした方向に向かわせる諸力がどのように働いているのかも、考慮に入れる必要があるだろう。

結びに代えて

以上、マイヨットやコモロを取り巻く状況は出口なしの観があるが、フランスではどのように捉えられているのか。最後に改めてフランスに目を向けておきたい。本論でも触れたように、コモロの独立が議題となった1970年代には、フランスではさして関心と呼ばないなかで、とりわけ極右勢力がコモロの維持を主張していた。インドシナ、アルジェリアの両戦争に敗北して植民地を喪失した後のことである。しかし時代は変わった。1980年代以降に顕著になった非ヨーロッパ系の住民の増加、また1989年に始まった公立学校におけるイスラームのスカーフ論争などを経て、極右もマイヨットの地位を県に変更することには反対の立場に立つようになった⁵⁷⁾。つまりこの島の維持に異を唱えるようになったのである。このような小さな島であれば、その維持に経費がかかるだけで、慣習が異なることから投資も進んでいない。

したがって彼らの立場の変化が、植民地主義的な行動への批判から起きているわけではもちろんない。むしろグローバル化が進むなかで、各地でナショナリズムが高まっていることは、直接的に非ヨーロッパ系の住民を排除する圧力として現れている。しばしば「移民」と総称される彼らのなかには多くの旧植民地出身者がいるが、まさにそうした人びとが国民とみなされず、露骨な排除の対象となっている様相である。しかも移民排斥のような差別的見解を表明する政党に投票することは、今日何らタブーではなくなった⁵⁸⁾。

バラデュール・ヴィザが、コモロ3島からマイヨットへの人の流れに大きな障害となったことを記したが、コモロの人びとはフランス領マイヨットだけではなく、フランス本土にも入り込んでいる⁵⁹⁾。同じく、フランス本土に滞在するマイヨットの人びともいる⁶⁰⁾。コモロ人は基本的にはフランス国籍保有者ではない。片やマイヨット出身であればフランス人である。しかし国籍がいずれであれ、両者ともインド洋出身のイスラームであり、フランス社会では異質な要素とみなされうる。多くの非ヨーロッパ系の人びとと同様、彼らも現実のフランス社会では、国籍の有無にかかわらず、排除の対象ともなる存在だと言ってよい⁶¹⁾。

そのような状況を目にすれば、国民がどう規定されるのか、だれが国民に迎えられるのか、問われる時代はまだ終わっていないのは明らかではないだろうか。グローバル化する世界を前に国民国家を議論するとき、ややもすると国民国家の終焉や崩壊に言及されるが、植民地を媒介にすると異なる側面に気づかずにはいられない。グローバル化のなかで、国民国家や植民地主義が見えにくくなっているという側面にも、改めて注意をすべきだろう。

西川長夫は、16世紀から現在に至るまで、世界の80%以上が植民地化された異様な時代のキーワードは「植民地」であるはずだと述べつつ、歴史は一般にそのようには書かれていないとして、次のように述べている。

そこにはおそらく、植民地を隠蔽し私たちに見えなくさせる大きな力が働いている。そしてその力こそがまさに植民地主義ではないだろうか。いま私によく見えてきたことは、国家と資本と文明概念に支えられた長期にわたる近代という時代は、グローバリゼーションと一体のものであり、その輝かしい近代の裏面には暗黒の植民地と植民地主義がべったりと張り付いているという事実である。近代という時代の真実を見極めるためには、その裏面から剥してゆかねばならない。そしてその作業は近代人である私たち自身の内面の闇を暴く作業を伴うだろう。近代人は近代人である限り多少とも、あるいは本質的に植民地主義者である。そして植民地主義研究者はいつか自分自身も植民地主義に汚染されていることを知り、その自覚と認識が研究の深さと方向を決めることになるだろう⁶²⁾。

これは国民国家が植民地主義の再生産装置であることの言いかえであるが、こうして隠蔽する力が働くがゆえに、西川は植民地問題の研究は「常に一つの過程であって、確定的な結論に至ることは私たちにはあり得ないだろう」という「ペシミスティックな予想」を記している。しかも、同時代の問題であるがゆえに、「植民地問題の研究ほど研究者の立場を明確にさらけ出し、明確に示すことが要請される研究は少ない」し、「植民地問題の研究ほど時代のイデオロギーの影響を受ける研究も少ない」だろうとも指摘している⁶³⁾。

植民地の歴史を手掛ける筆者も、これらの言葉には立ち止まらざるを得ない。いまは、以上に何かをつけ加えることはできない。ただ、西川にとって植民地と植民地主義が「自明のものではなく、時間をかけて発見されるべきもの」⁶⁴⁾ だったように、国民国家にせよ、植民地主義にせよ、さらに時間をかけて今日の文脈で考えつつ、改めて発見していくこと。それが私たちに残された課題なのではないか。そう思うことのみ最後に記しておきたい。

注

- 1) 西川長夫『〈新〉植民地主義論』平凡社、2006年、5頁。
- 2) 同上、268-269頁。
- 3) 西川長夫「植民地主義の再発見」『植民地主義の時代を生きて』平凡社、2013年、222-223頁、など。
- 4) 西川前掲書の他、西川のおもに以下の文献を参照。「国民国家とアジアの現在」『アジアの多文化社会と国民国家』（山口幸二、渡辺公三と共編）人文書院、1998年、「「向う岸」からの問いかけ」『ラテンアメリカからの問いかけ』（原毅彦と共編）人文書院、2000年、および前掲論文「植民地主義の再発見」など。
- 5) この表現の初出は西川の『戦争の世紀を越えて』（平凡社、2002年、27頁）にある。「植民地なき植民地主義」をめぐる議論は、「植民地忘却」「内面化された植民地主義」などと並んで、西川前掲書『〈新〉植民地主義論』の主要な軸の一つとなっている。なお同書については次の拙稿を参照されたい。「フランスの事例にみる「植民地忘却」を考える——〈新〉植民地主義論を手がかりに」西川長夫、高橋秀寿編『グローバリゼーションと植民地主義』人文書院、2009年。
- 6) 西川長夫「フランス革命再論」西川前掲書『植民地主義の時代を生きて』167頁掲載の表5「国民国家の諸類型」を参照。
- 7) 西川前掲書『〈新〉植民地主義論』53頁。また植民地主義は「文明化の使命」という正当化の論理をともなったことも付言しておく（同書、「まえがきに代えて」）。
- 8) Henri Lefebvre, *De l'Etat*, t.4, *Les contradictions de l'Etat moderne*, Paris, Union générale d'éditions, 1978,

pp. 173-174.

- 9) 以上については拙著『フランス植民地主義と歴史認識』（岩波書店、2014年）で詳述している。また同『アフリカを活用する』（人文書院、2014年）も同様の問題意識に立ったものである。この問題に関し日本における状況を含めて論じたものとして、フランソワーズ・ヴェルジェス他『植民地共和国』（菊池恵介、平野千果子訳、岩波書店、2011年）訳者あとがきも参照されたい。
- 10) 旧奴隷植民地は第二次世界大戦後に海外県となった。海外県は、今日では法制度上、本国の県と変わらないが、現地は厳しい格差社会のままである。他方、より本国への統合の度合いが少ない海外領土であるポリネシアやニューカレドニアでは、独立派の運動が続いている。
- 11) この地の最初の住民はマラヤ・ポリネシア系およびマラヤ・インドネシア系だとされる。Jean Martin, *Histoire de Mayotte: département français*, Paris, Les Indes savantes, 2010, pp.11-12. 言語にはバントゥ系とマラヤ＝ポリネシア系と二系統ある。Marie-Céline Moatty, *Mayotte en 200 questions-réponses*, Saint-Denis (Réunion), Orphie, 2012, p. 75.
- 12) 締結した条約の第2条で、年1000ピアストルの年金と、息子の教育をブルボン島（1848年からレユニオン島）で行なうことが定められている。マイヨットの植民地化の詳細については以下。Martin, *op.cit.*, pp. 43-93.
- 13) Christophe Du Payrat, *Pourquoi avoir fait de Mayotte le 101^e département français ?*, Paris, L'Harmattan, 2012, p.11.
- 14) *Ibid.*, p. 13. これら3島は1912年に植民地になった。
- 15) 各地の投票結果は以下に掲載されている。*L'année politique 1958*, Paris, PUF, 1959, p. 593. またこの前後の事情については、拙著『フランス植民地主義と歴史認識』岩波書店、2014年、第6章「〈フランス語〉という空間形成——植民地帝国の変遷とフランコフォニーの創設」を参照。
- 16) Martin, *op.cit.*, pp. 132-133. この交渉を担ったベルナール・スタジはマイヨットを切り離すのに反対の立場で、各島が独自性 (personnalité) を保ち、それぞれがフランスから支援を得られる形態を主張していた。
- 17) 1958年5月に領土議会が、コモロの中心地をマイヨットのザウジ (Dzaoudzi) からグランドコモロのモロニ (Moroni) に移転する決議をしたことも、マイヨットの不評を買っていた。*Ibid.*, p. 123.
- 18) *Ibid.*, p. 136.
- 19) *Ibid.*, p. 134.
- 20) *Ibid.*, p. 135; Moatty, *op. cit.*, p. 35.
- 21) Du Payrat, *op. cit.*, p. 12; Moatty, *op. cit.*, pp. 34-35.
- 22) Jean Fasquel, *Mayotte, les Comores et la France*, Paris, L'Harmattan, 1991, p. 13.
- 23) 第53条第3項の原文を掲げておく。"Nulle cession, nul échange, nulle adjonction de territoire n'est valable sans le consentement des populations intéressées" (Jacques Godechot, *Les constitutions de la France depuis 1789*, Edition corrigée et mise à jour par Hervé Faupin, Paris, Flammarion, 2006, p. 451).
- 24) Parole de Jean-Marie Tjibaou citée dans Dominique Ghisoni, Wassissi Iopué et Camille Rabin, *Ces îles que l'on dit françaises* (actes du colloque international de Lyon), Paris, L'Harmattan, 1988, p. 23.
- 25) 事前の調整で、住民投票の結果を島ごとに集計するという案は没となったものの、最終案でコモロの「住民 (les populations)」と複数形で記されていたことが後に利用され、島ごとの住民の意見を尊重することにつながられたという (Martin, *op.cit.*, p. 134.)
- 26) Résolution de l'Assemblée générale de l'ONU n° 3385, 12 novembre 1975, [http://www.un.org/french/documents/view_doc.asp?symbol=A/RES/3385 \(XXX\) &Lang=F](http://www.un.org/french/documents/view_doc.asp?symbol=A/RES/3385 (XXX) &Lang=F) (2014-11-15).
- 27) 国連の独立付与宣言は、以下を参照。Déclaration sur l'octroi de l'indépendance aux pays et aux peuples coloniaux, <http://www.un.org/fr/decolonization/declaration.shtml> (2014-11-15).
- 28) Section de Toulon de la League des droits de l'homme, <http://ldh-toulon.net/a-Mayotte-la-politique-tue>.

- html (2014-11-17).
- 29) Résolution de l'Assemblée générale de l'ONU n° 31/4, 21 octobre 1976, <http://www.un.int/wcm/webdav/site/comoros/shared/documents/FR/resolutions/1156217958.pdf> (2014-11-15).
- 30) Mission permanente de l'Union des Comores auprès des Nations Unies, <http://www.un.int/wcm/content/site/comoros/lang/fr/pid/7426> (2014-11-15). ちなみに1987年11月11日の決議では、賛成130、棄権22、欠席7、そしてフランスのみが反対という結果だった。Pierre Caminade, *Comores-Mayotte: une histoire néocoloniale*, Marseille, Agone, 2003, p. 72.
- 31) *Ibid.*, p. 145.
- 32) "Mayotte: un nouveau département confronté à de lourds défis", Sénat, <http://www.senat.fr/rap/r11-675/r11-6756.html> (2014-11-25).
- 33) Caminade, *op. cit.*, pp. 73-78; Du Payrat, *op. cit.*, pp. 123-124.
- 34) Martin, *op. cit.*, pp.152-153; Caminade, *op. cit.*, pp. 111-116. 『朝日新聞』1997年8月29日朝刊。『ル・モンド』紙は電子版で、アンジュアンが10月26日に実施した独立を問う住民投票の結果を報じている。それによれば投票率は94%、独立に賛成したのは99.88%だった。http://lemonde.fr/archives/article/1997/10/29/comores-referendum-sur-l-independance_3809937_1819218.html?xtmc=comores&xtcr=10 (2014-11-25).
- 35) 独立表明した2島は、2001年になって改めてグランドコモロとともに新憲法を採択し、コモロ連合を形成した。外務省、コモロ連合基礎データを参照。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/comoros/data.html> (2014-11-17)。アンジュアンは独自の公式サイトを開設し、自律性をアピールしている。Gouvernorat de l'île autonome d'Anjouan, <http://www.gouvernorat-anjouan.com/> (2014-11-17).
- 36) 国連は1997年の総会でマイヨットの問題を扱う予定だったが、コモロの2島から独立表明があったため急遽それを中止し、その後は議題になっていない。Caminade, *op. cit.*, p. 114.
- 37) Section de Toulon de la League des droits de l'homme, <http://ldh-toulon.net/a-Mayotte-la-politique-tue.html> (2014-11-17).
- 38) いくつものメディアや団体がヴィザの廃止を求めているが、ここでは代表的なものとして次のサイトのみあげておく。Pétition par l'Association pour la démocratie aux Comores, <http://www.liberationafrique.org/spip.php?article735> (2014-11-17).
- 39) 外務省、内務省、海外フランス省共同で調査官を派遣した件については以下。Lutte contre l'immigration irrégulière à Mayotte (Ministère des outre-mer), <http://www.outre-mer.gouv.fr/?lutte-contre-l-immigration-irreguliere-a-mayotte.html> (2014-11-17)。上院議員の調査団による報告書も出されている。Immigration à Mayotte: des sénateurs proposent de "remplacer" le visa Balladur (Zinfo 97-4), http://www.zinfos974.com/Immigration-a-Mayotte-Des-senateurs-proposent-de-remplacer-le-visa-Balladur_a44824.html (2014-11-17).
- 40) Madi Abdou N'Tro, *Mayotte, le 101^e département français: et après?*, Paris, L'Harmattan, 2011, pp. 13-23.
- 41) Caminade, *op. cit.*, pp. 19-44.
- 42) Du Payrat, *op. cit.*, pp. 20-23.
- 43) *Ibid.*, pp. 24-27.
- 44) *Ibid.*, pp. 28-29.
- 45) *Ibid.*, p. 20.
- 46) 前掲拙著『フランス植民地主義と歴史認識』。Cf. Frederick Cooper, *Français et africains ? : Etre citoyen au temps de la décolonisation*, Paris, Payot, 2014.
- 47) 西川は小森陽一『ポストコロニアル』(岩波書店, 2001年, 16頁)からこの言葉を取り込んでいる。
- 48) 西川前掲書『〈新〉植民地主義論』27頁。
- 49) デュ＝ペラはマイヨットを海外県にしたのは論理的なことだったと記している。Du Payrat, *op. cit.*, p.

- 51.
- 50) 「国内植民地主義」という言葉は、二つの異なる意味合いをもってきた。一つは19世紀末、ロシアのナロードニキが都市部による農村の搾取を表現したものを、後にグラムシ、レーニンなどがロシアやイタリアの低開発の地域をめぐって取り込んだもの。もう一つは1960年代に、アメリカの黒人やスペイン語系など、一国内で低開発であるのみならず「文化的にも」異なる地域に対して用いられるようになったものである (Cf. Michael Hechter, *Internal Colonialism: The Celtic Fringe in British National Development*, Berkeley, University of California Press, 1999, pp. xiii-xiv. 関根政美『エスニシティの政治社会学——民族紛争の制度化のために』名古屋大学出版会, 1994年, 163頁)。マイヨットのよう、今日では法制度的に植民地の地位にはない地域に対して「国内植民地」という言葉を使う妥当性は、宗主国の国民国家に取り込まれたこの種の地域をどのように位置づけられるか、という観点からすれば、諒解されるのではないか。
- 51) 西川前掲論文「植民地主義の再発見」229頁。
- 52) 西川前掲論文「植民地主義と引揚者の問題」213頁。西川は植民地化された側の内面化された植民地主義に関しては、とりわけフランツ・ファノンの「黒い皮膚・白い仮面」という表現に言及している (西川前掲書『植民地主義の時代を生きる』213, 226頁)。
- 53) 西川前掲論文「植民地主義の再発見」226頁。
- 54) 等松春夫『日本帝国と委任統治——南洋諸島をめぐる国際政治1914-1947』名古屋大学出版会, 2011年, 2頁, および231頁, 注(2)。
- 55) フランソワ・グザヴィエ・ヴェルシャヴ, 大野英士, 高橋武智訳『フランサフリック』緑風出版, 2003年などを参照。またフーベルト・ザウパー監督の映画『ダーウィンの悪夢』(2004年)も示唆的である。
- 56) Caminade, *op. cit.*, p. 89 et après.
- 57) Du Payrat, *op. cit.*, p. 21. スカーフ論争については前掲拙著『フランス植民地主義と歴史認識』, 第7章「フランスにおけるポストコロニアリズムと共和主義」を参照。
- 58) フランスのテレビ局「フランス2」は、「移民排斥」を掲げる極右政党, 国民戦線に好意的な人が4割に達するという調査の結果を報道した (2013年6月18日20時のニュース番組)。これには国民戦線の変質も考慮すべきだが, かつてはこの政党を支持することを隠す傾向があったことを考えると, 大きな変化である。
- 59) フランス外務省のサイトによれば, 在仏のコモロ人は15~30万人。そのうちマイヨットには5~10万人が, その他はフランス本土にいと見積もられている。"Présentation de l'Union des Comores", France diplomatie, <http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/dossiers-pays/comores/presentation-de-l-union-des/> (2014-11-26). フランス本土で最も多いのは8万人を数えるマルセイユで, 当地がコモロ第二の首都だとするサイトもある。 <http://www.slateafrique.com/92217/marseille-capitale-comorienne> (2014-11-26)。
- 60) 在仏のマイヨットの人口は1万2700人に上る。INSEE, http://www.insee.fr/fr/themes/document.asp?ref_id=ip1389#inter6 (2014-11-26)。ちなみにマイヨット自体の人口は, 2012年に21万2600人で, これはコモロ独立の1975年(4万5000人)の5倍, 1958年(2万3000人)の9倍にあたる。 *Témoignages*, <http://www.temoignages.re/9-fois-plus-d-habitants-a-mayotte-en-50-ans,60852.html> (2014-11-26)。
- 61) 一例として, 1995年2月21日, コモロ出身の17歳の若者がマルセイユで国民戦線の関係者に背後から銃で撃たれて死亡した事件がある。『ル・モンド』紙は20年を経て改めて事件を紹介し, 記憶の風化と戦う人びとを取材している (*Le Magazine du Monde*, n° 21797, 14 février 2015, pp. 34-39)。
- 62) 西川長夫「いまなぜ植民地主義が問われるのか」西川, 高橋編前掲書『グローバリゼーションと植民地主義』11頁。
- 63) 西川前掲論文「植民地主義の再発見」230頁。
- 64) 同上, 231頁。